

合併処理浄化槽 をご使用の皆様へ



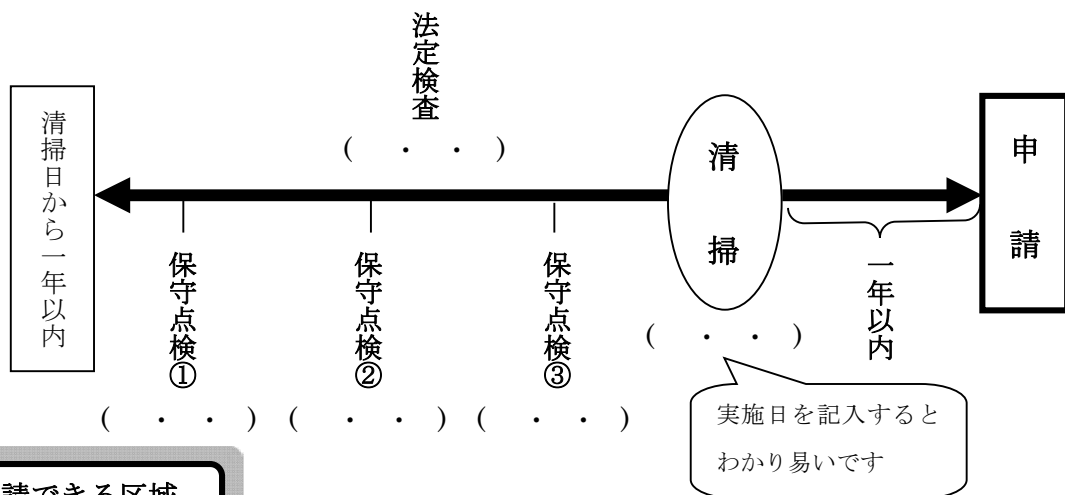
補助金制度

をご利用ください。

家庭用の合併処理浄化槽を適正に維持管理してい

る方に対し、費用の一部を補助します。直近の清掃日から過去1年以内に保守点検3回以上、法定検査1回を実施している場合、補助金の交付対象になります。

補助金は10年間で、最大10回受けられます



申請できる区域

下水道供用開始区域及び農業集落排水処理開始区域を除く区域

補助金額

5人槽：15,000円 6人槽：16,000円 7人槽：17,000円
8人槽：18,000円 9人槽：19,000円 10人槽：20,000円

申請に必要なもの

裏面の申請書類チェックリストを参照してください。



No.	申請書類チェックリスト	確認
1	浄化槽は合併処理浄化槽ですか？ <u>単独処理浄化槽は対象外です</u>	
2	①交付申請書兼交付請求書（申請窓口と市ホームページにあります） ②納税証明書（同意書により職員が納税状況を確認することを承諾された場合は不要です）	
3	清掃記録の写し（清掃日から1年を過ぎると申請できません）	
4	保守点検記録の写し（清掃日から過去1年以内に実施したもの3回分）	
5	法定検査結果書の写し（清掃日から過去1年以内に受けたもの） 『浄化槽法第7条検査結果書』又は『浄化槽法第11条検査結果書』 法定検査実施機関：（一社）埼玉県浄化槽協会 TEL048-501-5707	
6	押印（スタンプ印は不可）○捨印の押印もお願いします ◎「氏名」欄に申請者本人が自署する場合は、同欄への押印を省略することができます	
7	振込口座は申請者名義のものですか？	
8	※併用住宅の場合：住宅部分が2分の1以上であることを確認できる書類	
9	※法定検査の結果が不適正と判定された場合：改善状況が確認できる書類	

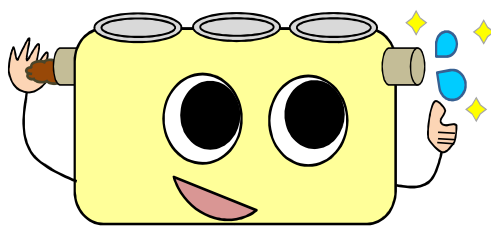
※は、該当する場合のみご用意ください。

（注）1度申請に使用した添付書類の実施日は、次回以降の申請時には使用できません。

申請窓口・問合せ先

- ◆ 環境部環境推進課（江南庁舎 2F） TEL 048-536-1570
- ◆ 妻沼行政センター地域振興係 TEL 048-588-9988

～～～浄化槽を正しく使いましょう 子どもたちにきれいな水を～～～



浄化槽管理者の義務です！

清 掃

毎年1回以上実施しなければなりません

保守点検

浄化槽の大きさなどにより点検回数が定められています

法定検査

毎年1回実施しなければなりません